福島県地域公共交通利便増進実施計画の策定について(意見聴取)

1 福島県地域公共交通利便増進実施計画の概要

① 目的

持続可能な地域公共交通のマスタープランとして、令和6年3月に策定した「福島県地域公共交通計画(計画期間:令和6年度から令和12年度)」の方向性に基づき、具体的なバス路線等の再編・見直しに係る実施計画を策定するもの。

② 策定主体

県 北 圏 域:福島県、県北圏域8市町村

県中・県南圏域:福島県、県中・県南圏域22市町村

③ 計画区域

県北圏域、県中・県南圏域それぞれにおいて計画を策定

4 計画期間

令和7年10月~令和13年3月

2 利便增進事業 (案)

【県北圏域】

方面	事業名	対象系統	実施時期	関係主体
伊達市方面	伊達市・月の 輪地区から福 島市へのアク セス性向上	・月の輪経由梁川線 ・月の輪経由保原線	令和7年 10月	・福島交通 ・福島市、伊達市
福島市方面	松川地区の利 便増進	・医大・水原線 ・新規路線(松川水原乗合 タクシー)	令和7年 10月 ^{※1}	・福島交通・有限会社 カネハチタクシー・有限会社 松川観光タクシー・福島市
二本松市方面	福島大学への アクセス性向上	·二本松線	令和7年 10月	・福島交通 ・福島市、二本松市
	塩沢地区〜二 本松市街地間 の利便増進	・塩沢線	令和7年 10月	・福島交通 ・二本松市
	岩代地区・東 和地区〜二本 松市街地間の 利便増進	・針道経由東和小学校線・大平経由小浜線・小浜線	令和7年	・福島交通 ・二本松市

※1:令和7年4月から実証運行を開始し、その結果等を踏まえて令和7年10月から本格運行を実施

【県中・県南圏域】

方面	事業名	対象系統	実施時期	関係主体
田村市・ 三春町方面	三春町方面の 利便増進	・船引線 ・三春線 ・斎藤経由三春線	令和7年 10月	・福島交通 ・郡山市、田村市、 三春町
須賀川市方面	須賀川市内長 沼地区の利便 増進	・横田経由長沼線 ・矢田野経由長沼線(名称 変更予定:泉田経由長 沼線) ・横田経由長沼小学校線 ・木の崎経由長沼線	令和7年 10月	・福島交通 ・須賀川市
須賀川市・ 石川町方面	須賀川市〜石 川町間の利便 増進	・竜崎経由石川線 ・母畑経由石川線 ・岡の内線	令和7年 10月	・福島交通 ・須賀川市、玉川村、 石川町
石川町・ 古殿町方面	石川町〜古殿 町間の利便増 進	・竹貫田線 ・仁田線	令和7年 10月	・福島交通 ・石川町、古殿町
石川町·平田 村·小野町方 面	石川町〜平田 村〜小野町間 の利便増進	・小野・石川線	令和7年 10月	・福島交通 ・石川町、小野町、 平田村
白河市・ 石川町方面	白河市〜石川 町間の利便増 進	・新白河・石川線	令和7年 10月	・福島交通 ・白河市、石川町、 西郷村、中島村

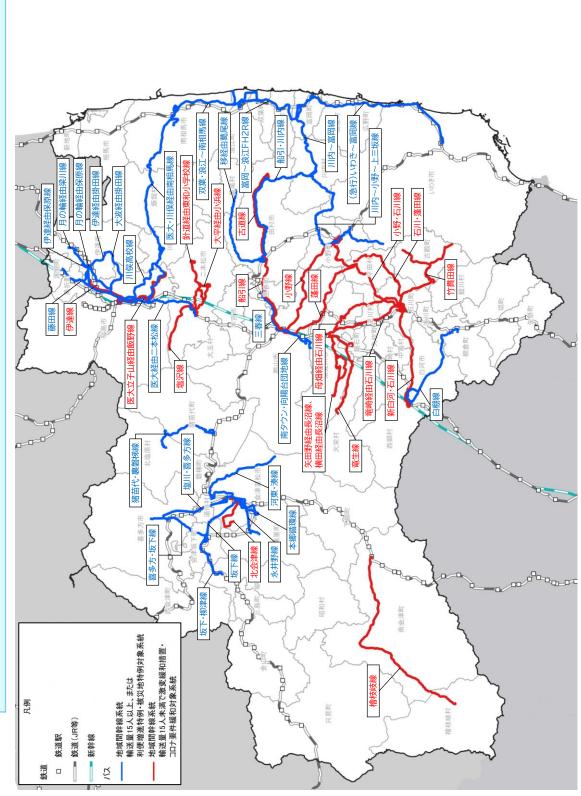
3 想定スケジュール

令和7年	I 月	旅客運送事業者等への同意書の回収
令和7年	2月下旬	県活性化協議会
令和7年	2月下旬	利便増進実施計画(案)の策定及び公表
令和7年	3月上旬	国へ認定申請(提出)
令和7年	5月	利便増進実施計画認定(予定)
令和7年	6月末	国庫補助計画の認定申請(利便増進特例を反映した補助額)
令和7年1	O月	再編内容による運行開始

県全域

現状(R6.10)

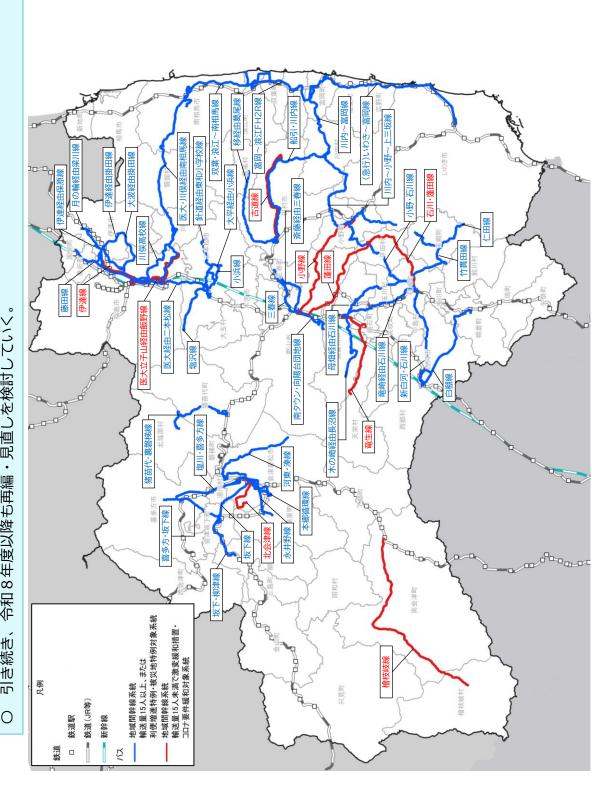
- 広域バス路線の地域間幹線系統47系統について、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金 を活用しながら、確保・維持を図ることとしている。 令和6年10月現在、 0
- 上記47系統のうち、東日本大震災に伴う激変緩和措置終了後に18系統が国庫補助要件(輸送量15人/日 (針道経由東和小学校線及び北会津線は、コロナ要件緩和対象系統) 以上)を満たさなくなるおそれがある。 0



県全域

(R7.10)見直し後

- 再編・見直し等により47系統となる予定。 令和7年10月において、広域バス路線は、 00
- 利便増進実施計画の認定に伴う優遇措置が適用された場合(国庫補助要件の緩和:輸送量15人/日→3人/日以上) 18 系統から8 系統に減少する。 国庫補助要件を満たさなくなる可能性があった広域バス路線の地域間幹線系統は、 コロナ要件緩和対象系統) 北会津線は、
 - 令和8年度以降も再編・見直しを検討していく。 引下統計、



- 市町村間をまたいで運行する広域的な路線バスは、沿線住民の通学や通院などの移動手段として利用されており、日常生活を支える 上で重要な役割を果たしている一方、人口減少等を背景に利用が低迷している状況にあり、確保・維持に向けた改善が求められる。
 - このため、周辺を運行する公共交通との一体的な見直しや、住民の移動実態を踏まえた経路の見直しなどを行うことにより利便増進と 効率化を図りつつ利用者の拡大を目指すものである。

事業の内容

※①~⑤は下図の番号に対応

系統の統合及び人口集積地への経由

- 近接して運行する2系統の統合・本数の増加、及び人口集積が進む 阿武隈急行・高子駅周辺の宅地造成地区への経由
 - 松川地区の移動特性に合わせた地域内交通への転換
- 現在の路線バスを、路線バスと乗合タクシーの運行へ分割、また地区 特性に合わせて各路線の経路を再設定

沿線の大学への乗り入れを実施

- 沿線に立地する大学の構内へ新たに乗り入れを実施
- ・⑤市街地での主要な施設への延伸を実施
- 二本松市街地において、主要な商業施設等が立地する方面へ各路線 の経路の延伸を実施

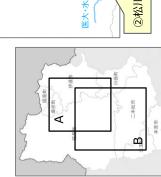
- ①人口集積地等からの新たな利用者の取り込み
- 人口集積が進む地区を経由する経路へ見直しを図ることで、当該地区に 居住する住民などの新たな利用者の取り込みを図る

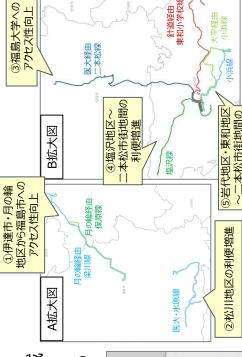
②地区内での移動時の利便増進

- 地区の移動特性に合わせた経路・運行方法の見直しにより、地区内での 移動時の利便増進、及び運行の効率化に寄与
 - 新たに大学構内への乗り入れにより、大学生の通学や職員の通勤時におけ ③域内の公共交通の利用者数増加
- る移動の利便増進を図るとともに、鉄道運休時等の代替移動手段を提供
 - 4・5域内の公共交通の利用者数増加
- 住民の移動ニーズが高い施設へのアクセス性向上による利便増進を図る

対象エリア)

留島県県北圏域 国見町、川俣町、大玉村) 尹達市、本宮市、桑折町 福島市、二本松市、





事業とあわせて実施する取組

- ■利用者に対する周知・広報の徹底
- 交通事業者、沿線市町村、県が連携して徹底した周知・広報を実施する 見直しにより利用しやすくなったことを知ってもらうことが特に重要であるため、
- 新たな利用の取り込みに向けた利用促進の実力
- 沿線地域の学生や高齢者などを対象とした利用促進や、企業等と連携した モビリティマネジメントの実施等により、新たな利用者の獲得を図る
- **作成自治体**福島県、県北圏域8市町村

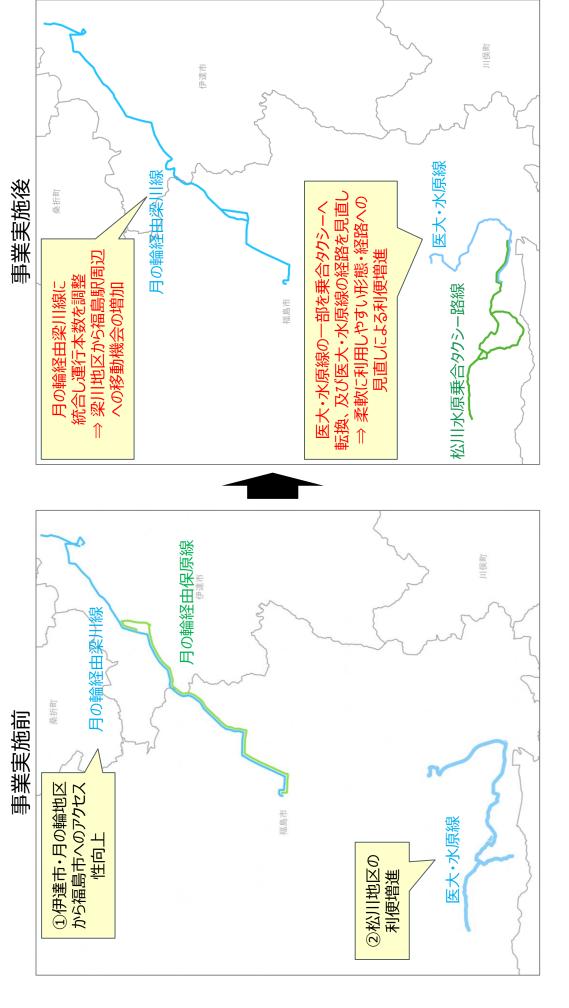
计道経由

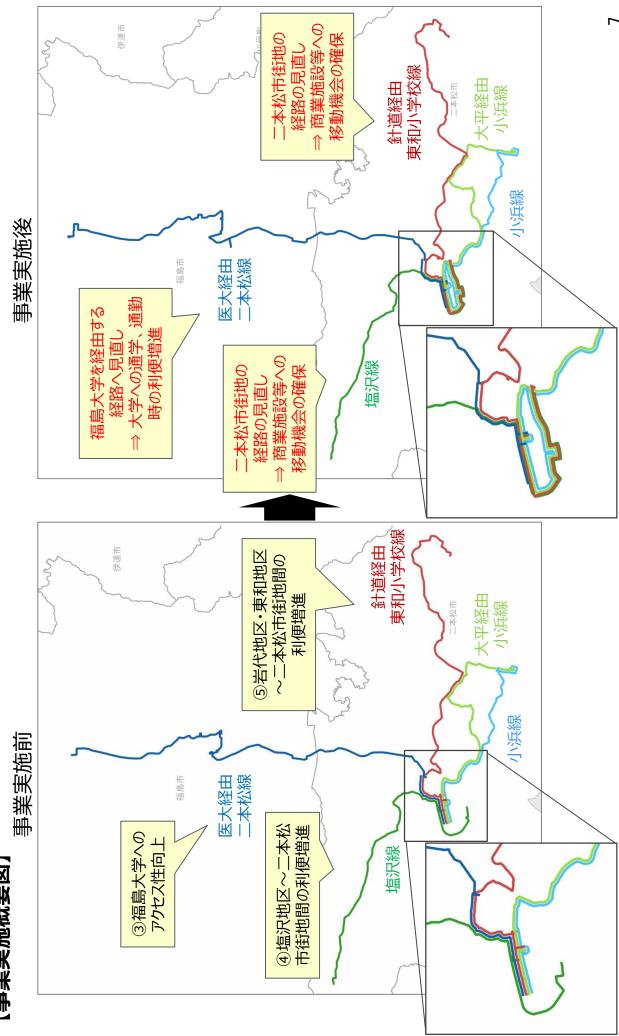
- 事業実施区域 福島県県北圏域
- R7年10月~R13年3月 事業実施予定期間

福島県県北圏域地域公共交通利便増進実施計画(概要)

新規







福島県県中・県南圏域地域公共交通利便増進実施計画(概要) [新規] 🥙 国土交通省

- 市町村間をまたいで運行する広域的な路線バスは、沿線住民の通学や通院などの移動手段として利用されており、日常生活を支える 上で重要な役割を果たしている一方、人口減少等を背景に利用が低迷している状況にあり、確保・維持に向けた改善が求められる。
 - このため、周辺を運行する公共交通との一体的な見直しや、住民の移動実態を踏まえた経路の見直しなどを行うことにより利便増進と 効率化を図りつつ利用者の拡大を目指すものである。

事業の内容

※①~②は下図の番号に対応

- 条統の統合及び郡山方面への路線の新設
- 春町~郡山市間を運行する路線を新設(三春町南部を新たに運行) 近接して運行する2路線の統合・主要施設への経路の延伸、及び三
- 系統の統合及びニーズに合わせたダイヤの見直し
- 地域の移動ニーズに合わせて、3系統の統合及びダイヤの見直しを実施
 - 系統の統合及び、人口集積地への運行回数の増加
- 人口が集積する牡丹台ニュータウンを経由する岡の内線を、竜崎経由 石川線に統合し、当該地区への運行回数を増加
 - ~⑦市街地内での主要な施設への延伸を実施
- 石川市街地において、主要な商業施設等が立地する方面へ各路線の 経路の延伸を実施

、対象エリア】福島県県中・県南圏域 ,都山市、白河市、須賀川市、田村市、本宮

石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、



野·石川線

- ①三春町から郡山市街地へのアクセス性の向上
- 系統の新設により三春町南部から郡山市街地へのアクセス性の向上を図る 主要施設への経路の延伸により三春町内での移動時の利便増進、及び
 - 運行の効率化及び利便性の維持
- **系統の統合により運行の効率化を図るとともに、利用ニーズに応じたダイヤの** 人口集積地における移動時の利便増進 見直しにより利便性を維持
 - 牡丹台ニュータウンから須賀川市街地への移動機会が増加することで、移動
 - 時の利便増進を図る
 - 4~⑦域内の公共交通の利用者数増加
- 住民の移動ニーズが高い施設へのアクセス性向上による利便増進を図る

事業とあわせて実施する取組

- 利用者に対する周知・広報の徹底
- 交通事業者、沿線市町村、県が連携して徹底した周知・広報を実施する 見直しにより利用しやすくなったことを知ってもらうことが特に重要であるため、
- 新たな利用の取り込みに向けた利用促進の実力
- 沿線地域の学生や高齢者などを対象とした利用促進や、企業等と連携した モビリティマネジメントの実施等により、新たな利用者の獲得を図る
- 作成自治体 福島県、県中・県南圏域22市町村

| ⑤石川町〜 | 古殿町間の

仁田線

間の利便増進 ⑥石川町~平 田村~小野町

福田中本質出

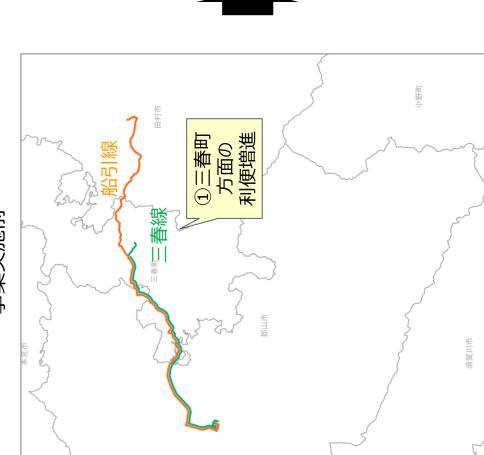
R7年10月~R13年3月 事業実施区域。福島県県中·県南圏域 事業実施予定期間

福島県県中・県南圏域地域公共交通利便増進実施計画(概要)

新規



事業実施前



事業実施後











